

月刊ナレッジ情報

平成24年2月号(vol.1)

大谷公認会計士事務所

〒600-8439

京都市下京区室町通五条上る

シゲトシビル4階

TEL075-361-7514 FAX075-361-7528

URL:www.pronet-kyoto.com/ohtani_web

年少扶養控除廃止と住民税の非課税制度

平成23年改正で年少扶養控除が廃止されました。その為、16歳未満の扶養親族の所得控除38万円（住民税は33万円）が使えなくなりました。この為、納める税額が増えてしまった方が多いのではないのでしょうか？

しかし、住民税の非課税計算については、扶養親族を計算に入れることができます！！

住民税が課税されない人

【所得割と均等割がかからない人】
以下のいずれかに該当する場合 ①障害者・未成年者・寡婦（夫）で、前年中の合計所得が125万円以下の人 ②生活保護法によって生活扶助を受けている人
【均等割がかからない人】 前年中所得が以下の計算金額以下の人 $280,000 \text{円} \times (1 + \text{扶養人数}) (+168,000 \text{円} \times)$ ※168,000円は扶養人数がある場合のみ 例：扶養人数0人 280,000円 扶養人数2人 $280,000 \text{円} \times 3 \text{人} + 168,000 \text{円} = 1,008,000 \text{円}$
【所得割がかからない人】 前年中所得が以下の計算金額以下の人 $350,000 \text{円} \times (1 + \text{扶養人数}) (+320,000 \text{円} \times)$ ※320,000円は扶養人数がある場合のみ 例：扶養人数0人 350,000円 扶養人数2人 $350,000 \text{円} \times 3 \text{人} + 320,000 \text{円} = 1,370,000 \text{円}$

※給与所得者が上記の計算式の適用を受けるためには、扶養控除等（異動）申告書の一番下の欄「○住民税に関する事項 16歳未満の扶養親族」に該当する年少扶養親族を記載し、給与支払者に提出しなければなりません。

上記の算式に当てはまる場合、住民税の均等割若しくは所得割又はその両方が非課税となり、節税されることになります。

次頁に、共働きの夫婦を例に具体例を挙げています。

Ex.) 京都市在住 (均等割額 4,000 円)
 夫 年収 500 万円 (所得 346 万円)
 妻 年収 180 万円 (所得 108 万円)
 子供 5 歳と 12 歳 (年少扶養親族)

事例 1 子供 2 人を「夫」の年少扶養親族とした場合	事例 2 子供 2 人を「妻」の年少扶養親族とした場合
<p>①夫に係る税額</p> <p>所得税 $346 \text{ 万円} - 38 \text{ 万円} = 308 \text{ 万円}$ $308 \text{ 万円} \times 10\% - 9.75 \text{ 万円} = 21.05 \text{ 万円}$</p> <p>住民税 (所得割) $346 \text{ 万円} - 33 \text{ 万円} = 313 \text{ 万円}$ $313 \text{ 万円} \times 10\% = 31.3 \text{ 万円}$</p> <p>住民税 (均等割) 0.4 万円</p> <p>合計 $21.05 \text{ 万円} + 31.3 \text{ 万円} + 0.4 \text{ 万円} = 52.75 \text{ 万円}$</p>	<p>①夫に係る税額</p> <p>所得税 $346 \text{ 万円} - 38 \text{ 万円} = 308 \text{ 万円}$ $308 \text{ 万円} \times 10\% - 9.75 \text{ 万円} = 21.05 \text{ 万円}$</p> <p>住民税 (所得割) $346 \text{ 万円} - 33 \text{ 万円} = 313 \text{ 万円}$ $313 \text{ 万円} \times 10\% = 31.3 \text{ 万円}$</p> <p>住民税 (均等割) 0.4 万円</p> <p>合計 $21.05 \text{ 万円} + 31.3 \text{ 万円} + 0.4 \text{ 万円} = 52.75 \text{ 万円}$</p>
<p>②妻に係る税額</p> <p>所得税 $108 \text{ 万円} - 38 \text{ 万円} = 70 \text{ 万円}$ $70 \text{ 万円} \times 5\% = 3.5 \text{ 万円}$</p> <p>住民税 (所得割) $108 \text{ 万円} - 33 \text{ 万円} = 75 \text{ 万円}$ $75 \text{ 万円} \times 10\% = 7.5 \text{ 万円}$</p> <p>住民税 (均等割) 0.4 万円</p> <p>合計 $3.5 \text{ 万円} + 7.5 \text{ 万円} + 0.4 \text{ 万円} = 11.4 \text{ 万円}$</p>	<p>②妻に係る税額</p> <p>所得税 $108 \text{ 万円} - 38 \text{ 万円} = 70 \text{ 万円}$ $70 \text{ 万円} \times 5\% = 3.5 \text{ 万円}$</p> <p>住民税 (所得割) $108 \text{ 万円} - 33 \text{ 万円} = 75 \text{ 万円}$ $75 \text{ 万円} \times 10\% = 7.5 \text{ 万円}$</p> <p>住民税 (均等割) 0.4 万円</p> <p>合計 $3.5 \text{ 万円} + 7.5 \text{ 万円} + 0.4 \text{ 万円} = 11.4 \text{ 万円}$</p>
<p>③住民税の非課税 (夫)</p> <p>均等割 $28 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人 (夫+子 2 人)} + 16.8 \text{ 万円}$ $= 100.8 \text{ 万円}$ 所得金額 346 万円 > 100.8 万円 ※適用なし</p> <p>所得割 $35 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人 (夫+子 2 人)} + 32 \text{ 万円}$ $= 137 \text{ 万円}$ 所得金額 346 万円 > 137 万円 ※適用なし</p>	<p>③住民税の非課税計算 (妻)</p> <p>均等割 $28 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人 (妻+子 2 人)} + 16.8 \text{ 万円}$ $= 100.8 \text{ 万円}$ 所得金額 108 万円 > 100.8 万円 ※適用なし</p> <p>所得割 $35 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人 (妻+子 2 人)} + 32 \text{ 万円}$ $= 137 \text{ 万円}$ 所得金額 108 万円 \leq 137 万円 ※所得割 (7.5 万円) が非課税</p>
<p>●夫婦の税額合計</p> <p>①52.75 万円 + ②11.4 万円 = 64.15 万円</p>	<p>●夫婦の税額合計</p> <p>①52.75 万円 + ②11.4 万円 - ③7.5 万円 $= 56.65 \text{ 万円}$</p>

※便宜上基礎控除以外の所得控除及び調整控除を考慮していない。

(注意) 夫の「扶養控除等 (異動) 申告書」には年少扶養親族を書かず、妻の同申告書、一番下の欄「○住民税に関する事項 16 歳未満の扶養親族」に該当する年少扶養親族を記載する必要があります。